

国際機関人事情報セミナー企画第3弾

JPOから国際機関へ！ ～外務省の国際機関派遣制度JPOに関するセミナー～

記 録

開催日時 2008年2月22日(金)午後6時～午後8時  
開催場所 弁護士会館(日弁連)17階1701会議室

鈴木 これから「JPOから国際機関へ！～外務省の国際機関派遣制度JPOに関するセミナー～」を始めさせていただきたいと思います。私は本日、司会を務めさせていただきます、日弁連国際室副室長をさせていただきます、弁護士の鈴木雅子と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、この東京会場のほかにテレビ会議システムを使って、このほか7地点とつないで中継をさせていただきます。そのため、若干中継に手間取りましたため、開始の時間が遅れましたことをおわび申し上げます。

それではまず、日弁連副会長であります松本新太郎より、本日のセミナー開催にあたってのごあいさつを申し上げます。

松本 日弁連、国際関係を担当しております、副会長の松本でございます。本日はお忙しい中、「JPOから国際機関へ！」と題しましたこのセミナーにご参加いただきまして、ありがとうございます。

日本弁護士連合会では、本年度の重要課題の一つとして、日弁連の国際化というのを掲げております。これまで日弁連は、東南アジアを中心とした法整備支援の受託としての専門家弁護士の派遣、あるいは諸外国からの研修生、実務家の受け入れなどを行ってきておりますし、また日本法令の外国語訳と並んで、海外機関で弁護士が活動することの支援なども行ってきております。これまで2004年1月と、それから2006年の5月に「国際機関人事情報セミナー」と題しましたセミナーや、外務省のご提案にかかる任期付きの公務員制度に関する説明会などで、国際機関への就職に関する情報提供のためのセミナーなどを定期的に行ってまいりました。今回、外務省が主催で毎年行っております、国際機関への派遣制度であるJPO、ジュニア・プロフェッショナル・オフィサーを中心に、国際機関で働いてみようと考えておられる皆様にご参加いただく企画として、このセミナーを開催した次第です。

法律業務におきましても、国際的な知識、経験が必要とされる分野というのは、かなりの速度で拡大していると思います。わが国では、これまで外国弁護士を受け入れるという、そういう方向で多くの時間、そして労力を使ってきたのですが、グローバル化する世界の中で、閉鎖的な方向での動きのみでは、対応が難しくなっているのは明らかだろうと思います。今後は日本の弁護士、特に若い方々が国内で培ったスキル、そしてマインドを持って、海外でこれを活用されると、またさらなるスキルアップを果たすことが期待されている時代であろうと思います。お隣の韓国では、韓国籍を有する、主としてアメリカの資格を有する外国法弁護士の数は、韓国の法による弁護士数を上回るといわれております。国際機関での活動という面も、わが国をしのいでいるというのが実情です。また、国際機関での活動というのは、諸外国では、わが国とは比較にならないほど希望者も多く、非常な難関だというふうに聞いております。日本においては、今がチャンスと言えないこともないというふうに思います。

本日は、現に国際機関で活躍される方々の体験報告もあり、国際活動を肌で感じていただけるのではないかと考えております。このセミナーをきっかけにして、ご参加の皆さんが海外で活躍されると、またその経験を国内に還元していただくというようなことができることを期待いたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

鈴木 松本副会長、ありがとうございました。本日は、このJPOを主催されておられます、外務省の国際機関人事センターからもおいでいただいております。人事センター室長の松原昭様より、ごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

松原 外務省国際機関人事センター室長の松原です。今日は、このようなセミナーを開催して頂きました日弁連にお礼申し上げたいと思います。また、国際機関への勤務を考えていらっしゃる方々にこれほど多くご参加頂き、非常に嬉しく思っています。

鈴木 ありがとうございました。そうしましたら、松原室長には、引き続き、このJPOというのが一体どういう制度なのかという概要のご説明をちょうだいできればと思います。よろしくお願いいたします。

松原 まず、国際機関の採用方法と日本の採用制度というのは異なっており、日本で非常に優秀と見なされている方でも、ストレートに国際機関に入れるかという、必ずしもそうではないという点についてご説明いたします。

例えば、旧司法試験制度では、大学の学部生のうちに司法試験に合格して弁護士になられた優秀な方がいらっしゃると思います。但し、大学中退の場合は、残念ながら、国際機関の採用制度からすると、大学卒の学歴すら有していないということになってしまいます。加えて、日本の採用制度では、毎年春に新卒の学部生を一括採用し、内部で必要な教育期間を設け、自らの組織に必要な人材として育成します。他方、国際機関は、採用したら直ぐに働ける即戦力を求めますので、そのポストに関連した職務経験を有している人が必要とされます。日本企業であれば、職務経験がなくとも潜在能力という観点から、将来性があるとして採用することがあるのかもしれませんが、国際機関はそのような観点で評価し、採用を決定することはありません。

次に、国際機関がどのような場合に人の募集を行うかといえば、ある職員が退職したり、違うポストに異動するような場合、ポストが空きますので、空席公告を出し、人を募集します。国際公務員は基本的に任期付きの採用ということになっており、現在国際公務員として働いている方でも、任期中に空席公告に応募して採用されない限り、現在のポストの任期が切れた時点で職を失ってしまうということになります。国際公務員としてキャリアを積む場合、空席公告への応募を続けていかなければなりません。

財政貢献に比べて、邦人職員数、つまり我が国の人的貢献が著しく少ない状況にあるところ、かかる状況の改善を図る必要から、国際機関における邦人職員増強施策の一環として、1974年に外務省はJPO派遣制度を開始しました。具体的には、国際公務員を志望する若手邦人を、原則2年間、国際機関に派遣し、国際機関における正規職員となるために必要な知識・経験を積む機会を提供する制度です。派遣先は、国連システムの基金・計画、専門機関であり、国連事務局は基本的に対象としていません。また、世銀、IMF等国際金融機関は派遣の対象としておりません。

JPOの応募資格は、受験年の4月1日現在で35歳以下の方で、大学院修士課程修了、これは受験年の翌年6月までに修了見込みも含まれます。他方で、学位取得分野が文学、体育、芸術又は語学のみという方は対象とはなりません。また、ある程度の職務経験を有すること、将来にわたり国際機関で働くことを志望すること、日本国籍を有すること、英語またはフランス語のうち少なくとも1カ国語で職務遂行が可能なが挙げられます。

選考プロセスにつきましては、4月から募集を行い、8月に書面審査を行いまして、9月から10月に二次審査の面接を、東京、ジュネーブ、ニューヨークの3カ所で実施します。そして、12月に最終合格者の発表を行い、翌年の4月から翌々年の3月の間に、派遣することになります。

JPO全員をP2ステップ1の格付けで派遣しております。2007年度JPOの選考の競争率は、応募者が314名、第一次審査合格者100名、最終合格者43名です。2006年度JPOの主な派遣先としては、UNDP、UNICEF、WFP、UNHCR、FAO、ILOがあります。JPO派遣者の主なポストは、プログラム・オフィサー、エネルギー・環境、貧困と経済、ガバナンス、人権となっております。

単に邦人職員数を増やすというだけではなく、邦人職員の職種の幅を広げるという意味でも、多岐な分野を専門とされる方々に本制度に応募していただきたいと考えています。先ほど日弁連副会長の松本様から弁護士の国際化というお話がありましたが、法律専門家の方々に、果敢に国際機関にチャレンジして頂ければと思います。そのステップとして、このJPOを一つのツールとして考えて頂ければと思います。

因みに、2003年度JPOで何らかの形で国際機関に残っている方の割合は54%です。これは、任期終了後、国際機関において正規ポスト、短期の契約やコンサルタント契約等の形で国際機関に残られた方を指します。国際機関に残ることが出来るか否かは、個人の努力にかかっており、一口に54%といっても、2人に1人が残れると単純に考えることは出来ないと思います。

原則2年間、JPOとして国際機関での経験を積む訳ですが、任期終了後に自動的に国際機関の正規職員になることが保証されるものではありません。正規職員になるためには、JPO派遣期間中に空席公告に応募し、正規採用されなければなりません。そのためにはJPOとしての勤務開始後なるべく早く良い評価を得る必要があります。加えて、情報収集、ネットワーク作りを行い、JPO派遣終了後、正規の職員として採用される努力が必

要となります。

鈴木 松原さん、短い時間に豊富な情報をいただきましてありがとうございました。最後に質疑応答の時間設けておりますので、ご質問は最後に受け付けさせていただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、では実際に J P O で派遣されたお二人からお話を伺いたと思います。まずはじめに、勝間靖様よりお話をちょうだいしたいと思います。勝間靖様のご経歴につきましては、本日お配りしております資料の 2 ページ目に詳しいことを記載しております。ユニセフでの勤務のご経験をお持ちです。時間の制約もありますので、ここでは詳しいプロフィールのご紹介は省略をさせていただきます。

それでは勝間様、よろしくお願ひ申し上げます。

勝間 ご紹介いただきました、勝間と申します。よろしくお願ひします。今、早稲田大学で教員として研究・教育に携わっておりますけれど、2 年前まで、ユニセフで 9 年ぐらい仕事をしておりました。まず開発援助の現場として、特にメキシコを中心として仕事をしたのち、それから人道支援の現場ということで、ちょうどタリバンの時代にアフガニスタンで仕事をしました。今日は、わたしの体験も含めながら、ユニセフの中で、こういった人権の仕事があるかをお話できればと思っております。

ユニセフの中には日本人職員もかなりおり、30 人強ぐらいのいわゆる正規の専門職員として活躍されています。また、20 人以上の J P O が常時いると思います。その中に、最近の傾向として、医学博士の資格をお持ちで、医学の臨床の現場で仕事をされたあとに、ユニセフの J P O となる方が、この数年ぐらいでしょうか、出てきております。具体的には、心臓外科医として活躍をされた方が、臨床の現場を離れて、ユニセフに入っただとされるという日本人もいらっしゃる。しかし、残念ながら、司法試験に合格した法曹の方が、ユニセフに来られた事例は、日本人ではまだいらっしゃらないんじゃないかなと思っております。ただ、日本以外の国からは、多くの法曹の方が弁護士の仕事をされたあと、ユニセフに来られているという現状があります。わたし自身は、日本の法学部において学部と大学院を出ておりますけれど、司法の経験があるわけではなくて、研究者としてユニセフに入っておりますので、多少皆さんとは経験が違うかと思ひます。

先ほど松原室長から、国連へ入るのは難しいというお話があったんですけど、これで皆さん、めげる必要は全くありません。きっと、司法試験のほうが難しいです。ですから、司法試験を突破されるような方は、J P O に十分なれると。ただ、もちろん、松原室長がおっしゃったとおり、司法試験で非常に優秀な成績だったからといって、国連職員としてふさわしいかというのは、また別の問題なので、それは皆さんの適性とか、ご関心に合わせて考えていただければというふうに思っております。

少し簡単に、人権という中でも、ユニセフがこういったことをやっているかを少しご説

明したいんですけど、法律の専門家の前でこういったお話をするのはちょっと緊張します。まず、グローバルな人権のレジームというのがあるわけですね。その中には、特に国連憲章、世界人権宣言であるとか人権規約、そういったものがあるわけですね。特に七つの人権条約が中心となるわけですが、ユニセフの場合は、子どもの権利条約を促進していこう、子どもの権利を実現していこう、そういった国連機関ということです。ユニセフの中に入ると、全員が人権の専門家でなければならないというふうに言われます。そして、このときの専門家というのは、要するにリーガルマインドを持って子どもの権利を実現していこうと、そういったことになるわけなんです。アプローチとしては、学際的なアプローチですので、国際保健の専門家が健康である権利を実現するために、場合によっては予防接種のプログラムを相手の保健省と交渉するということもあります。また、子どもの保護ということで、人権侵害に遭った子どもたちの保護であるとか、人権救済、そういった仕事も行います。そういったグローバルな視点の中では、特に子どもの権利条約というものが重要です。

地域的な人権レジームがあるところがあるわけですね。アジアには、残念ながらいまだにないわけですが、ヨーロッパであるとか、アフリカであるとか、ラテンアメリカには地域的な人権レジームがありますので、そういったところで、ユニセフの地域事務所のレベルで仕事を行うこともあります。当然、それが国内においてうまく動かなくてはいけないということになるわけで、ですからユニセフの場合、現地の国事務所に行けば、その国の法律の専門家と一緒に、仕事をするということが多々あります。

途上国の各国には国連カントリーチームがあるわけですが、この中にユニセフという機関もあるわけですね。もちろんUNHCRであるとか、UNDPであるとか、ほかの国連機関もあるわけです。例えばメキシコであれば、メキシコにある国連機関がカントリーチームというものを組んでいて、相手の国、その国の人権の実現に向けて、いろいろな仕事をするわけですが、子どもの権利条約の場合は、条約ですので、子どもの権利委員会というものがありますね。そこで、締約国は定期的に報告を行う。政府が当然報告を行うわけですが、NGOがシャドーレポートを提出する。それをジュネーブにある子どもの権利委員会において議論するということが行われていくわけですね。

メキシコ政府というのは、非常にしっかりした政府なので、そういったレポートをかなり自分で書けるわけですが、書けない国もあるわけですね。そういったところであれば、子どもの権利委員会に対する政府報告書を作るお手伝いとするということがあります。さらに、シャドーレポートを作る市民社会、弁護士協会であるとか、あるいはNGOと協力しながら、シャドーレポートに対してもコメントを行っていくことがあります。当然、ユニセフとして、直接的に子どもの権利委員会に対して意見を言うこともあります。それに対して、子どもの権利委員会は、いろいろな勧告を行うわけですね。その勧告のフォローアップを国連として、メキシコにおいて行っていくという仕事があります。

わたし自身がメキシコ時代に担当していたのは、子どもの保護に関わるプロジェクトで

した。子どもの権利条約には、選択議定書が二つあるわけですが、その一つとして、子どもの性的搾取や子どもポルノに関する選択議定書があります。これについてのフォローアップということを担当しておりました。ちょうど1996年にストックホルムで、子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議というものがあつたわけですが、このちょうどフォローアップをするような仕事をしておりました。場合によっては、政治的なアドボカシーを行うこともあります。そういったことを政府に対して働きかける、あるいはNGOと協力するということが仕事としてあります。

ユニセフにおいては、すべてにおいて人権を主流化していくことが進められております。これは、1989年に国連総会で子どもの権利条約が採択されてから数年後になるわけですが、ユニセフとして、組織のミッションとして子どもの権利条約が位置づけられました。ですから、チャリティーを行うというよりは、人権の実現のために、予防接種を行わせよう、できるだけその国の保健省がちゃんと予算を取って、自らができるようにするということですね。それに対して、アドボカシーを行っていくわけです。当然、それが結果を出すような成果重視のアプローチを取る。それによって、国連の加盟国が合意した2015年までに達成すべきミレニアム開発目標に向けて、仕事を進めていくというふうになっております。

すべてのユニセフの活動において、人権を主流化していくということなんですけれど、子どもの権利が満たされていないと、そういった状況について、アセスメントを行っていく、つまり、現状を把握していくということですね。いろいろな報告書を作成する、あるいは市民社会と一緒に調査を行う、そういった現状の分析を行っていくわけですね。子どもが権利の主体なわけですが、その権利の請求をするために、いろいろな形でアドボカシーを行っていくという、社会政策に働きかけることもやるわけですね。子どもの権利条約を署名して批准している政府は、履行義務があるわけですが、その履行義務に対してしっかりやってほしいということをするということですね。特に、市民的、政治的権利だけではなくて、特に途上国においては、社会権に対して政府がコミットメントしてほしいということですね。それは、条約上のコミットメントだけではなくて、予算的なコミットメントもしてもらおうということになります。

また、予算の執行において、それがその国における社会的な公正さをちゃんと保障するように使われているかどうかということですね。例えば、わたしがアフガニスタンにいた際、女性に対しては教育の権利が認められていなかった。タリバンは、女性の教育を受ける権利を否定していたわけですが、これは非差別の原則からするとおかしいわけですから、それに対して働きかけを行っていくということですね。あるいは少数民族に対して、教育へのアクセスがない。あるいは予防接種のキャンペーンを行うときに、障害を持つ子どもたちが予防接種を受けられない、そういった状況がある場合は、人権の視点から、いろんな政府の省庁に対して働きかけていくということが行われるわけです。

当然、政府がすべてできれば良いわけです。メキシコ政府の場合は、いろんなことを自

分のできるだけの能力を持ってるわけですけど、アフガニスタン政府の場合ですと、自分ですべてができるわけじゃなくて、いろいろな能力が不足してる場合がある。そういったところで、国際協力という形で、ユニセフが場合によっては開発計画を作成していくために協力を行う。子どもの権利委員会に対する報告書の作成を手伝う。場合によっては、予防接種を行うためのワクチンがない、ワクチンを供与するというケースも当然出てくるわけです。そういった意味では、技術的な協力だけじゃなくて、資金的な協力、あるいは場合によっては、ものによる協力というものも含まれているということです。大事なのは、予防接種に対して協力をするにしても、かわいそうだから協力するというよりも、むしろ予防接種を受ける権利を子どもが持っているのに、それが実現していない。これは、本質的には国の政府の責任なわけなんですけれど、その履行義務をちゃんと果たしてもらおう。軍事費に予算をつけるんじゃなくて、子どもの予防接種にちゃんと予算をつけるよう、予算に対しても監視していくっていうことが重要ですし、それでも、それができない場合、不足してる部分を国際協力として支援していくということもあるわけです。

さて、ユニセフの中のスタッフの状況ですけど、国際専門職員と呼ばれている人が大体 23% ぐらいなんです。スタッフの中には、その国の専門家が国内専門職員として雇用されてるケースもあります。ここでは、国際専門職員の話をしてますが、皆さんが J P O のあとに正規職員として残られる場合は、国際専門職員ということになるわけですけど、スタッフ全体におけるこの国際専門職員の比率は全体の 4 分の 1 以下くらいだということですね。全体として、8,000 人ぐらいの人がユニセフの職員としているわけですけど、そのうち国際専門職員は、2,000 人くらいだということになります。その中で、こういった国の人が多いのかというと、ヨーロッパの出身、北アメリカの出身、とくにアメリカ、カナダの人が圧倒的に多いということですね。これは、国連の設立の背景を考えても分かります。第二次世界大戦の戦勝国が中心となって国連を作ったわけですので、そのときに入った方がたくさんいらっしゃるということですね。ただ、団塊の世代の方がこれから大量に定年退職を迎えるということなので、その中でどれだけアジア、日本の方が入っていけるか、そういった状況にあるということです。ですから、そういう意味では、チャンスは多々あるというふうに思っております。

国連といえば、男女の比率としては、女性が半分近くを占めていらっしゃいます。46% くらいだということですね。基本的にユニセフの中で、女性がジェンダーによって不利な状況に置かれたということは、ほとんどないと思います。男性と同様に、あるいは女性のほうがむしろ活躍している職場ではないかというふうに思います。実際、ユニセフの日本人職員の中で、着実にキャリアを伸ばしていらっしゃる方がたくさんいるわけなんですけれど、所長レベルを見ると、日本人女性が非常に頑張っている。所長レベルで日本人職員を見ると、半分以上が女性で占められているという印象があります。

仕事の間なんですけれど、ユニセフというのは、非常に現場型の組織ですので、本部が 15% ぐらいで、ヨーロッパが 6% ぐらいということで、それ以外のほとんどが途上国の現



場で仕事をしてるといふ、非常に現場型の職場だといふことが言えます。こういった仕事に就くために、こういったものが必要かといふことなんですけど、これは先ほど松原室長からご報告があったとおりなんですけれど、非常に多文化の中で仕事をしていくといふこと、また本部の仕事よりも、むしろ途上国の現場での仕事が多いといふことなので、そういった現場で働ける人が求められています。つまり、机の上だけではなくて、現場で働ける、つまり交渉力を持って、相手の政府と交渉できるような人たちが求められてるといふことが言えるかと思ひます。

特に法曹の資格が必要かといふと、必ずしもそういった人ばかりではないですね。もちろん、人権の仕事に就かれる方は、司法試験に合格していることは、もちろん非常にプラスだと思ひます。だけれども、必ずしも必需ではないといふことです。実は、国際保健の仕事も、医学博士の資格を持ってる方もいれば、公衆衛生の資格を持って仕事をされてる方もいらっしゃいます。そういう意味では、必ずしも必要だといふわけじゃないんですけど、ただ本部とか、地域事務所レベルになると、かなり高い専門性を必要とされるので、資格を持ってるほうが良いといふえます。

もう一つは、国連全体だと思ひますけれど、やはりコモンローの知識と実務経験があるほうが、恐らくよしいといふことがあるかと思ひます。恐らく、日本の法学部は、やっぱり日本の制定法を中心とした法体系を中心に学ばれると思ひるので、あまりコモンローの勉強をされないかもしれないですね。どこかで留学されることがあれば、そういった勉強をされることが良いといふことと、アメリカに留学されるのであれば、アメリカのバー試験で資格を取っておくといふことも、プラスに働くといふふうに思ひています。

情報については、ホームページにたくさん載っているわけなんですけれど、ユニセフにもヤング・プロフェッショナルのプログラムがあります。これは2年に1回か、3年に1回ぐらい募集するわけなんですけれど、ここではP3レベルとP2レベル、なかでもP3レベルを中心として雇用がされるわけなんですけれど、これは正規職員になるといふことを前提とした試験です。まさに即戦力にある人を採用するといふことになっています。ユニセフの場合、ヤング・プロフェッショナルが35歳未満となっておりまして、ユニセフがJPOを採用する際には32歳までを優先するといふっているかと思ひます。

松原 JPOの場合は35歳までになっています。

勝間 ユニセフでは。

松原 UNICEFユニセフ側で32歳未満を優先しますね。

勝間 はい、そうなんです。外務省は、JPOの試験を行うときに、35歳未満といふことでやっているわけなんですけど、そこで外務省による選抜が行われたあと、今度は、選抜

された候補者が各国連機関に応募していくわけですね。そのときに、ユニセフ側は、ヤング・プロフェッショナルが35歳未満なので、JPOは、できれば32歳ぐらいまでというふうに言うことがあります。もちろん例外はあるわけです。わたし自身も、実は34歳でJPOになっています。わたしの場合は、博士号を取ってからJPOになっていますので、少しぎりぎりに入っているということになっています。

一つお勧めしたいことがあります。もちろん、これから司法試験を受けられる方は、まず司法試験に受かっていただかなくてはいけないんですけど、一つのお勧めは、インターンシップを経験するということですね。大学院生であるってことが条件なんですけれど、大学院に在学中に、ユニセフの事務所でインターンシップをするということは非常に重要かと思えます。別にユニセフでなくても、国連人権高等弁務官事務所でもかまいませんし、ほかの国連機関でもいいんですけど、国連がどういった仕事をしてるかってことを知っていただくということがすごく重要です、無給なんですけれど、こういったインターンシップをしたということが履歴書の中にあると、この人は真剣であるというふうにとり扱っていただけることもあるかもしれません。また、推薦状を書いていただく、レファレンスっていうんでしょうか、やっぱり国連の人から推薦があるっていうことは、非常に重要だと思います。

ほかに、いろいろな情報については、ユニセフのインターンシップのホームページを見ただけであればいいんですけど、日本国籍のかたで、ユニセフでインターンシップをしたいっていう方には、財団法人日本ユニセフ協会を知って頂くといいと思います。品川にあるんですけど、これは、ユニセフを応援する日本のNGOなんですけれど、そこで、ユニセフの現場でのインターンシップを後押ししてくれるようなプログラムがあります。具体的には交通費とか、渡航費とか、保険代とか、そういったものを出してくれるということと、ユニセフの現地事務所に対して日本ユニセフ協会が交渉してくれて、インターンシップのポジションを取ってくれます。個人で交渉してるとなかなかうまくいかないこともあり、そういったプログラムを利用すると有利かもしれませんので、日本ユニセフ協会のホームページもチェックしていただけたらいいかなと思いました。どうもありがとうございました。

鈴木 勝間様、大変ありがとうございました。また、お二人から勇気づけられる補足をいただきまして、併せてお礼申し上げます。

続きまして、根本かおる様よりお話をいただきたいと思います。根本様のご経歴につきましては、資料の3ページに記載がございます。根本様は、JPOでトルコでの勤務を皮切りに、その後UNHCRの職員となられて、現在、日本UNHCR協会の事務局長をされておられます。それでは、根本様、よろしく願い申し上げます。

根本 はい。皆さん、こんばんは。今、ご紹介にあずかりました、国連難民高等弁務官事

務所、UNHCRの国内委員会、日本UNHCR協会です事務局長をしております、根本かおるといいます。96年からJPOとして、まずUNHCRに入って、10年あまりの国連難民高等弁務官事務所での職務を経て、今、日本での仕事をしております。UNHCRは、難民の権利の保護を扱っている機関で、機関の中で見回してみますと、犬も歩けば弁護士に当たるといぐらいに、弁護士の人たちが非常に多い機関です。私の場合は、司法試験は受けておりませんし、そういった意味では、弁護士としての職務経験はありませんが、学部で法学部を出て勉強をしたのと、それから後に、修士号を国際法および国際関係論で取った、こういったことで得たリーガルマインドが、後にUNHCRに入ってから実に役立ったと実感しております。

私の場合、日本ではマスコミに入って、8年ほど実務経験を経て、そして留学をして、その当時は日本の会社を休職して行った。留学を終えてから日本に戻るつもりだったんですね。これが会社との約束だったんですけれども、実を言いますと、留学している最中に、UNHCRのネパールでの難民支援活動、これにインターンとしてかかわる経験があった。これが私の人生を大きく変えることになって、このインターンシップの経験を経て、JPOにアプライし、そして国連のほうに移っていった、そのような経緯がございます。

今、考えてみますと、松原室長から即戦力が大切だというお話がありましたけれども、やはり実務経験で培った結果を上げるという姿勢、それから留学したときには、難民法を自分の専門とし、すぐに難民認定の仕事ができるぐらいにいろいろと勉強をして、準備をしていた。それから、JPOを受けたころから、やはり英語だけではだめだ。フランス語も必要になってくるということで、留学している最中からフランス語の授業を受けて、後にフランス語での職務も遂行できるように心の準備をしておいた。語学面での準備もしていた。そういったところが、後にUNHCRに入ってから、非常に自分の役に立ったのではないかなと感じております。

さて、UNHCRですけれども、1950年に設立されまして、設立当初は、スタッフ数わずか30名の小さな機関だったんですが、今ではおよそ6,300名、そのうち日本人の職員は、JPOも合わせましておよそ80人、そのうちの3分の2が女性です。日本人職員の多くの人たちがJPO出身者です。私は、96年度にJPOとしてUNHCRに入ったわけですが、その当時は同じ年度に、JPOとして入った日本人は4人いました。そのうちの4人全員が、UNHCRの職員として現在も残っております。最近の傾向を見てみますと、先ほど松原さんからもお話ありましたけれども、大体UNHCRには3名から4名ぐらい、残留率は大体50%から60%、そういったレベルかと思えます。私が入った年度に関して言いますと、4名いたJPOの中で、難民の保護、国際人権法を扱う部門で入った人が4人中3名いました。そういったことから、いかにリーガルマインドを持ってることが、後に残っていくことに大切かということがお分かりいただけるかと思えます。

6,300名いる職員のうち、ジュネーブの本部にいるのはわずか900名程度ですので、およそ85%が本部を離れたフィールドで仕事をしている。フィールドといっても、首都を離

れて、さらに国境に近いへき地、キャンプに近いへき地、そういったところでの仕事がほとんどでして、その多くが単身赴任地域、家族も連れていけない、そして電気もない、ガスもない、それから水も場合によっては出ない、そういった非常に厳しい、タフな条件での仕事を中心になってきます。ですので、こういったUNHCRのような機関で働くことを目指しておられるかたは、もちろんリーガルマインドも大切なんですけども、同時に、そういったへき地でもしっかり仕事ができる、そういったタフな気持ち、そして丈夫な胃腸が必要です。それからいろいろな国々の人たちと一緒に仕事をするというわけで、歌って踊れて、そしてへき地での仕事を楽しめるような、そういった心構えというのものも、リーガルマインドに併せて大切なんじゃないかというのがございます。

職員を見てみますと、やはり難民という宗教的な違い、あるいは政治的な違いということで、ふるさとを追われた人たちを保護する機関ですから、自分自身も難民である、あるいは自分自身も難民であった、そういった特別な思い入れを持って、実際の任務に当たってる人たちが非常に多い。それもUNHCRの特徴なのではないかなと思います。

UNHCRの仕事ですけども、まず難民が発生して命を救い、そしてとりあえずの生活を保障する。すぐにふるさとに戻ればいいんですけども、なかなかそういうわけにはいかない。そういう中で、最低限の生活を保障することが必要。それも物質的なことだけではなくて、心のケア、トラウマを持った人たちもいます。大変な思いをして、逃げてきた人たちがほとんどです。といったことで、精神面での支えということも必要になってきます。そして、こういった人たちが、またふるさとに戻れるように、ふるさとに戻れない場合は、受け入れ国あるいは第三国で、第2のふるさとが見付かるように支える、そういったことがUNHCRの仕事になります。ですので、問題の発生から問題の解決まで、これをトータルコーディネートする。実際の支援活動も、ユニセフであるとか、WFPであるとか、さまざまな国連機関、それから国際的および現地のNGO、そして受け入れ国政府、さまざまなアクターとの調整をしながらの仕事になってきます。ですので、調整力ということが、また必要になってくる仕事かと思えます。

この中で、日本人の特性というものを考えてみると、よく思うんですが、日本人であってよかったなど、実際に難民支援の仕事をしていて感じるものがよくありました。例えばアフリカであるとか、中東であるとか、あるいはバルカン半島であるとか、そういったところでの激しい民族対立の中で、日本は幸いにして、そういった紛争に加担してこなかった。そういった中で、日本人の職員であると、非常に信頼をしてもらえという実感を持つことができました。それから、ほんとにいろんな立場、いろんな意見を持つてる人たちをうまくまとめて、解決に導いていかなければいけない。そういったときに、日本人の非常に粘り強く、辛抱強く、人の意見を聴きながらまとめる、こういった部分が特性としてあるのかなと感じました。

UNHCRの活動は、難民の人々の生活を360度から支えています。水の支給、毛布の支給、ビニールシートの支給、またそういった物資を運ぶという輸送、トラック輸送であ

るとか、海上輸送、医療、食料、法的保護、教育、職業訓練、環境保全、植林、そういった面での仕事をしておりますけれども、すべてに勝間さんも強調なされたライツベースドアプローチ、やはり保護の権利の増進、人々が権利を享受できるように配慮しながらの仕事になってきます。UNHCRの援助対象者ですけれども、もちろん難民がありますけれども、難民の地位がまだ確定していない申請段階の人たち、ひ護申請者、こういった人たちもおりますし、ふるさとに戻った帰還民、帰還した人たちが、以前、国を逃れた難民であったがために差別を受ける、そのようなことがないように、しっかりと定着できることを見守るという仕事もUNHCRのマンドートの一つです。

それから、UNHCRの専門性にかんがみて、無国籍者をなくしていくという仕事もしています。無国籍問題に関しては、1954年、そして61年の無国籍問題予防、それから解決に向けての条約というものがあまして、これの批准を進めるということもUNHCRの仕事です。

また、難民といいますと、宗教的、民族的な、それから政治的な意見の違い、そういったことを理由にしてふるさとを逃れ、そして国境を越えて他国に保護を求める。これは1951年、難民条約上の定義なんですけれども、同じような原因で、理由で家を追われたけれども、国境を越えることができない、それで自分の国の中に滞留しながら、避難生活を続けている人たちもいまして、これは業界内では国内避難民と呼んでいます。国内避難民に対する保護活動というものも、UNHCRの大切な仕事の一つになっています。援助対象者は、日本の人口のおよそ4分の1に当たる3,300万人ですね。

ちょっとこれは飛ばしますが、UNHCRの難民保護施策の代表例をちょっと幾つかご紹介したいんですけれども、難民問題に関しては、1951年に採択された難民条約というものがあります。この難民条約の第35条で、UNHCRは、スーパーバイザリー・ロール、締約国が条約にのっとった適用をしているかどうか、それに対してお目付役として見守っていくという役割が与えられています。難民条約の締結、それから批准を推進すること、難民の現状改善のための施策あるいは国内法の整備、それから改善、そういったことも大切な仕事になります。また、難民の登録、それから登録証を発行することや、難民の数や権利状況に関するデータを収集する。また、支援物資の提供を政府や関係NGOと調整しながら行っていく。先ほど申し上げたように、いつまでもこの人たちが難民であっていいわけがないですので、難民問題が解決するように模索していく、そういったことが仕事になっています。

UNHCRの中で、保護を所管している職務の代表例をちょっとご紹介したいなと思うんですけれども、ジュネーブの本部には、難民の保護に関する方針、それから政策をつかさどっている部局がありまして、それは、デパートメント・オブ・インターナショナル・プロテクション・サービシスといいます。私も2年半ほどこちらの部局で仕事をすることがあります。ここは、弁護士がごろごろいます。わたしのように、法学士の資格は取得していても、弁護士ではないという人は、どちらかというとマイノリティーでした。それが

ら、アジアであるとか、アフリカであるとか、そういった地域局、地域のオペレーション事業をつかさどっている局にも、やはり難民に対する保護政策がきちっと守られてるかどうかのお目付役に当たるリーガルアドバイザーという人たちがいます。

フィールドに目を転じてみますと、保護を所管する中心的な職務のタイトルとしては、プロテクションオフィサー。それから特に、首都レベルで政府とやりとりしながら国内法や指針の整備や改善などをつかさどるのは、リーガルオフィサー。それから、エリジビリティオフィサーというのは、特に難民認定審査を所管して、ひ護申請者から聴き取り調査をして、その人が国際法上の難民の定義に当てはまるかどうかを審査する、という仕事をつかさどっている人です。また、難民として登録されること、レジストレーション、これも難民の保護施策の大切な基盤になりますので、そのレジストレーションを担当している人、レジストレーションオフィサー。

また、解決を特に所管しているデュラブルソリューションズオフィサー。

難民問題の解決には、自分のふるさとの国に帰るリパトリエーション、それから第三国に出国して、そこで定住するというリセットメント、それから受け入れ先の国、まず逃げて、受け入れてもらった国に根を下ろして暮らしていくローカルインテグレーション、この三つがあるんですけれども、この三つの恒久的解決、デュラブルソリューションズを模索することを専門としている職種です。それから、コミュニティーサービシスオフィサー、これは特にジェンダー問題をつかさどってる人に関しては、ジェンダーオフィサーというタイトルであったり、あるいは子供の保護をつかさどっている人であると、チャイルドプロテクションオフィサー、というようなタイトルになることもありますけれども、特にぜい弱な立場に置かれていると見られる女性、それから子供、あとお年寄り、そういった人たちの権利保護を特につかさどる人たちです。

わたしの場合は、まずトルコのアンカラで、難民認定のエリジビリティーに関係する仕事をやりました。JPOとして2年務めまして、その間に先ほどお話もありました、正規職員として残るための空席公募にアプライする。このときも、なかなか残れません。自分の一つの戦略といいますか、タクティクスとして考えたのは、あまり人が行きたがらない、例えばアフリカのフランス語圏の、しかも首都から遠く離れたへき地のフィールドオフィス、そういうところになると、あまりコンペティターがいないんです。そこに集中して応募して、それと同時に、やっぱり自分を知ってもらわなければいけない、それも決定者、決定する力を持つてる人に知ってもらおうということで、自費でジュネーブの本部まで行って、決定権を持つてる人に自己紹介をして、アピールをしました。大変です。大変ですが、やはりそういうチャレンジ精神、当たって砕けるぐらいの気持ちを持って挑戦していただけると、必ずや道が開けるんじゃないかなと思います。

そして残ったわけですけれども、そのあとも、わたしはできれば本部を経験したい。本部を経験したあとは、ローヤーでもありませんし、ずっと難民の保護という狭い範囲の中で働いていくよりかは、もうちょっと自分の範囲を広げたいと思ひまして、広報官である

とか、それから事務所の所長ということをやりまして、今は国内委員会の長として、広報、PR、そして民間の方々からのお金集めをすると、そういうふうに分の中で、自分のキャリアディベロップメントというものをイメージしながら、アプライということもしていました。そういったところがあります。

というわけで、やはりインターンであるとか、ボランティアであるとか、そういったことで、まず難民問題に触れるということ、これがわたしを含めた多くの人たちにとって、道を開くきっかけになったかと思います。UNHCR駐日事務所では、今、UNHCRユースという組織を立ち上げました。これはどういう組織かということ、大学あるいは大学院生の方々に、難民問題をサークル活動的に取り上げて、勉強したいと思っておられる方々の緩やかなサークルです。というわけで、こういったUNHCRユースによる活動にかかわるということも一つでしょうし、先ほどいろいろとお話もありました、インターンシップにアプライしてみるとか、ボランティアをしてみるとか、そういったことも非常に道を開く、いいきっかけになるかと思います。ぜひ一度、日本UNHCR協会のホームページを見ていただきまして、そこにもいろいろとそういった将来につながるような情報も載っておりますので、ごらんになっていただければと思います。

また今日、お手元にこちらの冊子をお配りしております。この冊子の中には、数多くのUNHCRの日本人職員の体験談、手記も載っております。ですので、それもあわせてごらんになっていただければ、どのような奮闘をしているのかということも、お分かりいただけるかと思います。というわけで、お時間になりました。どうもご清聴、ありがとうございました。

鈴木 根本様、大変、参考になる興味深いお話をありがとうございました。

それでは今、皆さんのお話の中にもキーワードとして何度か出てきましたインターンという言葉がありますが、次に、実際に弁護士で、インターンの経験を国連人権高等弁務官事務所された、弁護士の山本晋平のほうからお話をいたします。よろしく願いいたします。

山本 ご紹介にあずかりました山本です。わたしは、お三方からそれぞれお話ありましたので、お三方への質問になるようなことも含めて、どんどんと思いつきのようなことをお話しさせていただきたいと思います。わたしがインターンのときにしたことは、お手元の資料で27ページ、「国連・OHCHR（ニューヨーク）でのインターン」に書いてあるので、ご興味がありましたら読んでいただければと思います。

4ページにわたしの経歴が書いてありますが、52期で弁護士になりまして、2000年から4年ちょっと実務経験をしたあとに、2004年の夏に留学して、2004年から2005年まで1年ぐらいアメリカのロースクールでLL.M.（法学修士）をやって、そのあと国連でインターンをしたんですね。それが国連人権高等弁務官事務所、OHCHRのインターンとい

うことになって、OHCHRでインターンする前に、ニューヨーク州の司法試験を受けて、インターンをしている途中に合格通知が届いたと、そういう流れです。

最初に今までのお話で、断片的な形も含めて出た情報から、一応のお勧め、JPOを使って国際機関に行く弁護士にとってのお勧めというのは、多分、わたしの留学のタイミングがちょっとだけ遅いというのをまず申し上げたいと思います。弁護士としての実務経験は、わたしは4年少しだったわけですけど、もう1、2年早く留学して、アメリカかイギリスに留学する、つまりコモローというお話が先ほど出ましたけど、そこで修士の資格を取る。そして（日本に）帰ってきて、JPOにアプライする。留学中に、在学期間中あるいはその直後に、国連でインターンをする。こういうのが多分かなり有力な道筋、それに限る必要はないんですけど、というのいろんな方がいらっしゃいますから、それに限る必要はないというのは、強く申し上げたいと思いますけど、ただ、一応の典型的な道としては、このような流れを考えていいんじゃないかな、というのが一つの印象ですね。

今、わたし自身は、インターンはLL.M.を修了した直後にしたと言いましたけど、これは、実は例えば先ほど勝間さんが、ユニセフでのインターンは、院生の在学期間中というのが要件になっているというお話をされて、OHCHRもホームページを見ると、そう書いてあります。でも、わたし自身は、そうではなかったんですよ。国連のインターンとか、国連の就職というのは、わたしの知る限り、そういうことはよくあります。つまり情報を見て、「これ、オレ、ダメだな」と思ったらダメといいますか。「どうなのかな」と思って知っている人に聞いてみると、実は意外と行けることがある。そういう世界、よくあるんですよ。

だから、例えばわたしが日本に帰ってきて、わたしが真剣に考えていたかどうかはともかく、JPOの可能性もあるかなと思って、ある人に、UNHCR、難民のほうに勤務経験のある人に相談して、「私もJPOあるかな」と言ったら、その人は「それは違う」と。つまりわたしの場合は、日本でそれだけ実務経験があって、アメリカでも修士を取って、「それだと君はJPOじゃない、P3ぐらいにアプライしろ」と。P3というのは、JPOで想定されているP2より、一つ上のプロフェッショナルのランクですけど、そういった言われ方をされたことがあるんですね。わたしの経歴を見ると、ぴたりとくるのは、JPOあるいはP2かなとわたしは思ったわけです。ところが、知っている人に話を聞いてみると、「おまえは上へ行け」というふうに言う人が、例えばいる。そのためには、もちろんさっき根本さんの話にあったように、決定権者のところに行ってアピールするとか、そういう努力はすごく必要なんだと思うんですが、それでも、例えば「それぐらいしろ」という言い方をされました。

つまり、何が言いたいかというと、条件などが記載された紙を見て、それに自分が合っているかどうかをチェックするのは、すごく大事なんですけども、情報収集は、それとどまっただけではなくて、知っている人に話を聞くというのが、まずすごく大事だということを申し上げたいなというふうに思います。ですから、例えば今日の機会で関心を持った、



あるいはすでに持っているという方は、今日、この前に並んでいる人などを是非つかまえて、わたしなんかでも、国連でインターンをした一つのメリットは、人脈ができました。みんな弁護士ではないんですが、インターンをやったあとにJPOという人は、わたしには、ニューヨークでインターンしたおかげで周りにたくさんいるし、ニューヨークで、本部で勤務している日本人の国連職員というのも、知り合えた人がたくさんいるんですね。こちらの、勝間さん、根本さんはもっとたくさん知り合いがいらっしゃる。例えば質問をいただくと、わたしで答えられる質問でなくても、だれに聞けば、その質問に答えられそうかというのは分かるんですね。多分そういうことは、ここにいらっしゃる方、今日のスピーカーの皆さんそうだと思うので、だれかに聞いてみると、その人が誰かにつないでくれるとか、そういうつながりがどんどん出てくるんですね。そういう意味でも、人のつながりを大事に、それからちょっとのことであきらめないというか、むしろプラスに考えていくというか、そういうことがまず大事なんだろうと、雑駁な話ですみませんが、そう思います。

実際、それでインターンになって、JPOになった人というのは、たくさんいるわけですが、わたしの場合、まずインターンになるプロセスは、わたしの記憶する限りでは、単にインターンの応募ホームページを見て、そのとおりにアプライしたというのではなくて、まずOHCHRのニューヨーク事務所に日本人のオフィサーがいるんですけど、つてをまず辿ったというふうに記憶しています。その人からの話で日本人のインターンを採る見込みがあるというようなことが分かって、そのあとアプライしたというふうに覚えていますね。つまり、表面的なものだけを見て、それに応募するっていうよりも、いろんな他の情報を集めてアプライしたというふうに記憶しています。

インターンになってみると、国連の内部でどういう仕事をしているか、非常に分かる面があるし、また、わたしが働いたのはニューヨークの本部でしたが、今日のお話で、勝間さん、根本さんは、本部の話もありましたけれども、フィールドのお話を中心でした。フィールドで仕事をしたいか、ニューヨークなり、ジュネーブなり本部的なところで仕事をしたいかというのも、多分皆さんそれぞれ関心、目標、興味などあると思うんですけど、わたしが見たのは、本部から見た国連ということには、なってしまうわけです。ちょっとだけその印象を話すと、本部から見た国連というのは、幾つか面白い面、一つは外交関係が目に見える面白さ、あるいは外交関係が作られていくプロセスが目に見える面白さというのがありましたね。日本と、例えばどこかの国がどういう外交関係にあるかというのは、目に見えることはあまりないわけですが、国連の議場では見えるわけですね。日本が何か発言すると、「いや、それは違う」といって、例えばある国が発言したりするわけです。そうすると、日本とその国はこういう関係なんだと、その場で見える。そういうまず本部的な面がありますね。

それから、ニューヨークというのは、国連のOHCHR以外のほかの機関、いろんな機関がありますから、それらがどういうふうに連携しているか、あるいはどこに連携が足り

ないかというようなことを見ることもできます。少し質問になりますが、JPOで国連本部というルートが、どれくらい一般的にあるのかというのは、ちょっと分からないので、JPOでわたしの知っている方は、みんなフィールドに行くんですけども、本部で働きたいというような人も、今日の参加者の方の中には、もしかしたらいらっしゃるんじゃないかと思って、事例とか、可能なのか、教えていただければというふうに思います。

また、本部で、例えばネパールで何か起きたというのが、現地から情報が入ってきて、では本部はどう対応しようという、そういう現地と本部とのやりとりとか、そういうプロセスなども、本部にいと非常に面白いことだったなと思います。

ばらばらとした話をして申し訳ないんですが、今日、松原室長が用意してくださった資料の中に「国際機関における法律関連業務」というのがあって、非常に参考になるものだと思います。この中で、例えば法務局（OLA、Office of Legal Affairs）でこういう仕事がやりたいというのは、比較的、本部的な仕事かな、という気がします。また、わたしが見聞した中で、OLAの業務の中で「OLAはこんなことやっているんだ、面白いな」と思ったのは、例えば、現在カンボジアで行われているクメール・ルージュ裁判に対する国連としてのアシスタンス、これは実はOLA、国連法務部がやっています。ですから、例えばそんなことも法務部でアシストして、一人か二人は、ニューヨークのOLAからカンボジアに行っている人もいます、というか、もしかしたら短期間の限定かもしれませんが、いたりしました。そういう意味で、フィールドで自分が仕事をしたいのか、本部で仕事をしたいのか、自分がどういう仕事をしたいのかというのを、例えばこの資料などを見ながらイメージしていただいて、それをするためには、どこにどういうふうにするべきなのか、自分で考えるとともに、人に相談するというのが大事なんだろうなというふうに思ったりしています。

それからフィールドで、実際に現場に近いところで仕事をしたいという場合は、実際、根本さんは今NGOにおられるわけですけども、国際機関で仕事をするのとNGOで仕事をするのは、非常に近い部分もあるし、とってやっていることが同じではなくて、自分はどちらがやりたいのかというのもあるでしょうし、それから、その両方を行き来する人もたくさんいますから、例えばそういうことも含めて考えるんだろうなと。言わなくても分かることかもしれませんが、申し上げておきます。

わたしが一番、インターンをした中で思ったことの一つは、やはり「日本人法曹の不在」ですよね。つまり、さきほどいろいろとお話があったように、法律家、弁護士は、国際機関にはたくさんいるんですね。人権高等弁務官事務所は人権のことを扱い、子供の権利を扱うユニセフ、難民の権利を扱うUNHCRと、みんなそういう法律関連の仕事がたくさんあるのに、日本人は法曹がないんですね。これはもう圧倒的な不在で、それは非常に痛感したことでした。わたしは自分が行くまで実感していなかったんですけど、そういう意味でいうと、自分は比較的まれな存在になっているんだというのは、わたしはインターンになって初めて知ったんですけども、しかし、日本人を採りたいという国際機関側

の事情は、実はあるんですね。日本が分担金をたくさん出して、本当は採らなければいけないという要請があって、日本人の法律家であるというのは、売りになるはずなんです。だからといって、みんな絶対大丈夫という保証をするつもりはありませんが、しかし、それは意識されていいんじゃないかと。

それから、ほかに先ほど根本さんがおっしゃったように、日本人だから実はほかの人より気づくこととか、自分がいつもやっていることが、それは向こうには優しいというふうな受け止められるんだとか、粘り強い、我慢強いというように受け止められるんだとか、そういうこともありますね。そういうことも含めて、わたしが申し上げたいのは、自分がこれに合致しているかどうかを見て、これは合っていない、というふうなマイナス思考ではなくて、プラス思考で、かつ自分が、何がやりたいのかというのをよく考え、自分は何が強いのか、自分のどこが魅力かというのを考えて、それをアピールしていくということの大事さを申し上げたいと思います。それを踏まえて、人に相談するということですね。今日はこのぐらいにしましょうか。

最後に、もう一つの印象は、もうお話に出たんですが、やはり男女それぞれ、特に女性がたくさん活躍している職場だなというのは、わたしの印象です。日本の法曹界がどれぐらい女性にとって働きやすいかというのは、わたしがコメントするよりも女性にさせていただいた方がいいと思うんですが、国際機関というのは、女性が働きやすい職場なんだなというのは、一応、男から見ても、そう思えたということは付け加えておきます。ただ、さきほど勝間さんがおっしゃったユニセフで、所長レベルで男があまりいないとおっしゃったんですが、今、ユニセフの東ティモールの所長の久木田さんは男性ですから、男性陣も頑張れというエールとして、最後に付け加えておきたいと思います。雑ばくな話で恐縮です。ありがとうございました。

鈴木 山本さん、実際的なお話をありがとうございました。

それでは、どうしましょうか。今、質疑応答に入る前に、今の山本さんのほうから話があったところで、もし補足や、例えば本部勤務がどの程度あるかというような質問も出ましたけども。

松原 フィールド事務所にJPOを派遣するというのが原則です。単に国際公務員になりたいというのではなく、国際機関で何をやりたいかということをもまず考え、その上で国際機関を選ぶことが重要であると思います。フィールドベースで活動を行っている国際機関では、フィールド勤務の経験がない人が残ることは難しいということになります。

山本 すみません、先ほど質問しようと思っていて1つ忘れたんですが、「修士」ということの意味なんですけれども、アメリカでJDというのは、ジュリスドクター、たまに博士と訳されたりするけれども、国連の採用のプロセスでは、修士、博士というふうには扱わ

れていないと聞いたことがあるんですね。日本のロースクールを出て、それは修士というふうにやっぱり考えられないんじゃないかなとわたしは思ったんですけども、多分、結構切実な問題なので、その辺りをご存じでしたら、教えていただければと思います。

松原 法科大学院を出られ、弁護士になられて実際の勤務体験を持たれることが、やはり重要だと思います。

鈴木 ありがとうございます。そうでしたら、残り25分ほどありますので、質疑応答の時間にさせていただきたいと思います。冒頭申し上げましたとおり、本日はこの会場のほかに、今、合わせて全部で東京会場のほかに5地点ありますので、最初に東京会場から質問を受け付けましたあとに、ほかにつないでいる地方のほうからの質問を受け付けさせていただくということにさせていただきたいと思います。それではまず、この東京会場のほうでご質問のあるかた、挙手をいただけますでしょうか。

受講者1 こんにちは。ロースクールから参りました。今日はほんと、お話ありがとうございました。実務的な話とかもいろいろあって、大変参考になりました。

1点、伺いたいんですけども、どなたでもかまわないんですけども、職務経験について伺いたいんですね。JPOでは職務経験を要求すると思うんですけども、今ロースクール出て、最短で飛び級で行ったとしても、弁護士になれるのが25歳、そこからユニセフに入りたいとしたら、そこからの7年間ということで、すごく限られた時間の中で、即戦力になる職務経験を積まなければいけないと思うんですけども、何か例示などあれば、教えていただきたいなと思います。

松原 JPOといえども、実際に国際機関に入ると国際公務員として一人前の仕事をするのが求められますので、全く職務経験のない人はJPOでの派遣は難しいことになります。そういう意味でも、先ほど申し上げました通り、弁護士としての経験のある程度積まれた上で国際機関に入るのがよろしいかと思います。

勝間 やはり、入ってから即戦力としていい仕事ができるか、そこでいい評価を職場で得ることができるかということが、JPOが終わったあとに、正規職員として残るために非常に重要です。そういう意味では、ある程度自分としてやっていけるだけの自信を持って入られるのがいいのかなと思います。職歴についても、いろいろ機関によっても違うとは思いますが、3年ぐらいあるといいんですね。というのは、JPOは、通常P2のレベルで入るわけなんですけど、P2のあと、JPO以外のP2ポストっていうのはあんまりないので、どうしてもP3のポストに応募することが多いです。そのときに、職歴が大体5年ぐらいとかが最低求められるわけですよ。ですから、JPOの2年間、プラスそ

の前に3年ぐらいあると、合わせ技で5年ぐらいあるということで、P3ポストで残ることが可能になるということかと思えます。

山本 少しでも補足すると、これに限る必要はないという前置きをしたうえで、やはり日本で法律業務をしたということは、日本人の弁護士ですと言って、自分を売っていくときに非常に強みになります。例えば「日本の刑事裁判ではこうなるんですよ」という説明ができます。「自分は経験しています」と。あるいは日本の民事裁判でもそうですが、もちろん、これに限る必要はなくて、つまりわたしの場合はそうだったというだけで、それは、ほかの経験をしていけばいいわけですけど、でも日本の法律業務をしたということが、そういう意味でのプラスになることは間違いない。だから、ほかの経験でもいいんでしょうけれども、日本の弁護士資格を取ったのだったら、日本の法律実務を少しでもやっておくというのは、プラスになることは間違いないというのは申し上げておきます。

受講者1 ありがとうございます。

鈴木 ありがとうございます。では、そのかた、はい、よろしくお願いします。

受講者2 すみません。わたし、弁護士なのですが、今日、多分、若い方が多いのかなと思って、あえて質問したいと思うんですが、実はわたし、昔、ニューヨークでJPOに応募して、玉砕した経験がありまして、それからさらにそのころ、日本人の職員が少ないということで、外務省が確か窓口になって、UNHCRの職員の公募がありまして、次の年にはそれに受かったんですけど、労災によって、結局短期のジョブを得たものの、それがキャンセルになってできなかったというような、そういう昔話を持っております。

わたしがちょっと伺ってっていうか、関心があったのは、当時、わたしのころ、わたしの記憶ですとJPOって、むしろ今のお話と違って、経験のない若い方、大学出たてのかたたちが受かれる制度だったという記憶が、かなりわたしの中では、鮮明にあるんです。それで、ちょっと実は今日、驚いてたんですけど、30歳以上のかたが受かるという可能性は、ほとんど考えられないような印象をわたし個人が受けてたんで、わたしの周りで、恐らく20人くらいJPOを受けた人、それから中で受かった人、二人知ってますけれども、当時、わたし、国連代表部に伺って面接をしたときに、正直、実は大変いいかたに会いまして、「あなた、来るとこじゃないよ」と言われました。わたし、渉外事務所の弁護士で、実務3年目でコロンビア大学のロースクールに留学して、コロンビアまで行ったときに、JPOにアプライしてたと思うんですけども、あなた、来るとこじゃないかもしれないけど、話は分かるし、自分としては、こういうあなたみたいな人に、何というんですか、働いてほしいというか、国際機関に関心を持ってほしいのでと言って、国連の中の日本人の職員のかたで、リーガルのかたを紹介していただきまして、大変その後、今に至るまで

親しくさせていただきました。

そういうことがあったんですけど、話を戻しますが、わたしの関心事は、JPO、それから多分、入り口はJPOだけじゃないんじゃないかと思うんですけども、年齢とか、今もちょっと職歴出ましたけど、どんなのが、いろんなケース・バイ・ケースだと思いますけれども、平均値といいますか、大体どんな感じのイメージを持っていけばよろしいのかというふうなところが伺いたいと思います。ちなみに、当時わたし、28か29歳でしたけども、ちょっと年を取りすぎたかなというような感じでした、当時は。

鈴木 先ほどの山本さんのほうでも、4年ちょっとの実務経験で、JPOはちょっともう、合わないんじゃないかというようなアドバイスをいただいたという話もありましたので、あわせてその辺りをお話いただければありがたく思います。

松原 先ほど勝間先生も言われましたように、JPOの応募条件というのは、JPOとして2年間の経験もプラスして、JPO派遣終了時点で、空席公告に応募できるだけの要件が揃うかどうかということが、一つの判断基準になります。そう考えますと、JPO派遣時には、最低でも、やはり大学院の学位、そして、少なくとも2、3年の職歴が必要となります。JPOを目指す方々のレベルも毎年高くなってきており、多くの人が集まるようになってきたということもありまして、先程申し上げたような条件をJPOの応募資格として考えて頂ければと思います。

鈴木 勝間さんと根本さんからお話を伺って、今のお話でも、若干もう少しキャリアを積まれてから、JPOにトライするということがあったかなと思うんですが、逆にキャリアを積みすぎていると、マイナスになるようなことがあるのかなのかというようなことも含めて、ちょっとお話いただければありがたいと思います。

根本 わたしがJPOの試験を受けたのは、95年だったですね。その当時、わたしは32歳で、実際にJPOの職務を始めたのが33歳でした。同じ年度にUNHCRに入られた日本人のほかのJPOの方々、わたしよりも確かに若かったですけれども、やはり職務経験なかったという人はいらっしやなかったし、わたし自身の比較的長い職務経験がマイナスに働いたということは、1回も感じたことはございません。後に正規職員になってから、比較的早く人をまとめる仕事とかも任せていただいたりとか、自分のキャリアを振り返ってみると、それは、かえってよかったことかなと思うところがあります。

入り口としては、コンサルタントであるとか、UNボランティアであるとか、あるいはUNHCRに関していうと、IRC、インターナショナル・レスキュー・コミティーというアメリカに本部のある大きな大手の国際NGOが、特にUNHCRの現場のプロテクション業務に人を送り込むためのロスター、これはUNHCRの職員とは別に作ってるん

ですね。そこを入り口にして、UNHCRの職員になれるかも多い。

それから、JPOでも入っても、UNHCRの場合は、今JPO在任中にインターナショナル・プロフェッショナル・ロスターという試験を受けて、試験に合格すると、ようやく正規職員としてアプライできる資格をもらえるんですね。というわけで、非常に狭き門になっていますので、逆に言うと、やはりいろいろと経験を積んで、試験にもきちっと通れる、そういった実力をつけておくってことが必要になってくるのかなと思います。

鈴木 ありがとうございます。よろしいでしょうか。そうしましたら、ここでいったん地方のほうからご質問がないか、受け付けたいと思います。今、仙台と福岡と愛知につながってるというふうに聞いてますけれども、そちらのほうからご質問ありましたら、挙手になるのでしょうか、お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

もしわたしの目が悪くて、よく見えてなかったら申し訳ないんですが、特にご質問、上がってらっしゃらないでしょうかね。そうすると、ちょっと次の地点に移っちゃいますけれども、大丈夫でしょうか。

そうしましたら、次が京都と長崎と兵庫に画面切り替えていただいたということなんですが、いかがでしょうか、ご質問おありでしたら、挙手お願いしたいと思います。お一人いらっしゃいますかね。じゃ、京都のほうで挙手いただいているということですので、ご質問お願いいたします。

聞こえてないんですけども、もうお話いただいているのかしら。

松原 私の承知する限りでは、日本の弁護士資格を持った方がJPOに合格され、国際機関にJPOとして派遣されたという例はありません。先ほど申しましたように、皆様には漠然と国際機関に入る、国際公務員になるというのではなく、法律の知識、御経験を使って国際機関で何をしたいのかというのをまず考えて頂きたいと思います。

山本 私へのご質問ありがとうございます。わたしは、日本で留学する前から、企業法務を一方でしながら人権活動をしていたんですね。わたしは、大学時代は例えば当時HIV訴訟といいましたが、その支援活動などもやっていたし、弁護士になってからは、ハンセン病訴訟の弁護団で人権訴訟などを扱ったり、ほかにもありますけど、大きなところではそういうことをしたりしていました。わたしは、大学で学んだのは、幾つかコースを取ったわけですが、例えば「グローバルイゼーション・アンド・ヒューマンライツ」というコースを、アメリカのロースクールでは取り、WTO（世界貿易機関）の通商の分野で、人権がどう扱われているかというのをテーマにしたんですね。わたしは人権のこともやっていたし、それから留学前に国内で若干通商のことなども扱ったことがあったので、そういう結構珍しいというか、変な経歴ではあると思うんですけど、わたしは今後ともそういう二足のわらじでずっとやっていくつもりです。それで、（国際機関に）売れるか売れないか、

というのは、わたしには分からなかったんですけども、(インターンに応募して分かったのは)ある程度は売れたということですね。それぞれ皆さんあると思うんですね、どういうスタイルで自分は仕事をしていきたいか。そのプラス部分を売っていくんだと、そういう発想でやっていただけたらと思います。

鈴木 ありがとうございます。ほかは、今の3地点のほうからご質問ありますでしょうか。よろしいですか。はい。そうしたら、まだちょっと時間がありますので、東京のほうからご質問があればお受けしたいと思います。じゃ、よろしくをお願いします。

受講者3 今日、ロースクールと同じくらい充実したお話をお伺いすることができ、大変喜んでおります。

2点質問があるんですけども、まず例えば、私個人的には、労働法、外国人の労働者問題とかに興味がありまして、それで例えばILOとかを考えているんですけども、他方で、日本で就職する際には、一般民事ですとか、そういった法律事務所に興味がありまして、それで例えば一般民事で、日本で経験を積んで国際的なところに出た場合に、開発に携わるとか、そういったことで、あまりつながりが薄いかないかと思ったんですけども、弁護士のこれからの就職難の時代に、就職する際にこういった法律事務所選びに、こういったところをJPOを目指すうえで意識したらいいのかということと、あとやはりJPOを目指すうえで、LL.M.の取得は、やはり何というんですか、積極的に考えていったほうがよいのでしょうか。

鈴木 ありがとうございます。1番目の質問はどうしましょう。山本さんでよろしいですかね。

山本 他のスピーカーの方からも補足があれば、お願いしたいんですけども、ILOをお考えだったら、日本の労働法を扱っている事務所へ行くのがいいと思います。国際的な業務ではないかもしれないけれども。その中で、国際的な労働事件をしている事務所があるんだったら、それをまず探すというのは、もちろん考えたほうがいいと思います。それが、もし必ずしも無い場合に、それでも、ILOへ行くんだったら、日本での労働法実務経験は、プラスにはなると思うんですね。

もっといい選択肢があれば、わたしも言いたいんですけど、日本の弁護士が国際機関に行くときの悩みで、今言われたような悩みはすごくあるんですよ。それがあの中でどういうふうにかかるとかという、私だったなら、例えばそういうふうにかかるとか、という一例です。だから、ほかの考え方もあると思いますけど、わたしは、日本での労働法の実務経験、2年なり3年の経験は、売れるというふうに思っています。多分、そういうふうに使えらると思います。



それから、LL.M.はお勧めですね。いや、必須ではないですけども、積極的に考えられたらいかがでしょうか。LL.M.は、まずマスターという資格が取れること、それからコモン・ローの知識が身につくということ、それからアメリカの場合では、それでアメリカの法曹資格を持つ、LL.M.の後は比較的簡単に取れますから、それはプラスになるという意味で、お勧めだと思います。

鈴木 いかがでしょうか。松原さん、ほかのかたでも補足あれば、お願いします。

勝間 もし海外で生活または勉強したことがないということであれば、LL.M.を取りに留学に行くことは、すごくいいと思うんですね。それは英語とか、専門性というだけじゃなくて、やっぱり多文化の中で、1年間なり、2年間生活するっていうことが、恐らく国連のような、非常にマルチカルチュラルな組織の中で仕事をしていくうえで、役に立つのかなというふうに思います。

鈴木 ありがとうございます。もしまだあれば、最後1問お受けしたいと思いますが、複数手が挙がってしまったけども、今お手を挙げられたお三方、質問だけ先にしてください。お願いします。

受講者4 どうもありがとうございました。ロースクールから参りました。松原さんに1点お伺いしたいんですけども、このいただいたレジュメに主なJPOの派遣先っていうのが幾つか出てたんですけども、僕自身は、ここには挙がっていない裁判機関、ICCだとか、ICTYだとか、そういった国際機関に機会があれば行ってみたいと考えてるんですけども、JPOの派遣先として考えられてる国際機関というのは、国連事務局は除かれてるというお話がさっきあったと思うんですけど、それ以外に具体的に除かれてるほかの機関があったりだとか、特にそういう制限は、国連事務局以外にはないのかっていう派遣先についてお伺いしたいです。

鈴木 先に質問だけということで、次に、はい、お願いします。

受講者5 大学生です。お話ありがとうございました。勝間さんと根本さんにお伺いしたいんですけども、国際機関で働かれている方々は、ずっと国際機関で働くのではなくて、違うフィールドへ移られるかたが多いんですか。あるいはお二人とも今は異なったフィールドで働かれていると思うんですけども、何か国際機関で働くときから、将来、今のフィールドに移ろうっていうのは、考えられて働いていらっしゃったのか、その点を教えていただきたいと思います。

受講者6 弁護士です。山本先生にお伺いをしたいのですが、先生のご推奨どおり、LL.M.を取ったあとに、普通の弁護士であれば、何年かは登録してからたつと思うんです。その時点で戻ってきたときに、ニューヨークバーも取って戻ってきたときに、オーバークオリフィケーションだと言われる可能性がある、JP Oでしたら。一転、またわたしが他方で聞いておりますのは、国連組織にいるドイツ人の弁護士から、国がどれだけ自分をバックアップしてくれるかというのが、すごく国連に入るうえでは大切だということを聞いておりますので、恐らくJP O以外で国連に入ろうとすると、つまりニューヨークバーを取って、P3で戻って入るときには、かなりJP Oで入るのと比べて難しい面があるのではないかと思うんですけれども、その面についてお聞きしたいと思います。

鈴木 ありがとうございます。じゃ、順番に松原様からお願いします。

松原 先程も申し上げましたとおり、国連事務局に派遣された場合、引き続き国連事務局でのポストに残るためには、JP O派遣期間中に国連競争試験を受験し合格する必要があります。この試験の対象とするレベルはP1、P2であり、その上のレベルのP3のポストも右試験に合格した人だけが応募できるというシステムになっています。そうすると、国連事務局にJP OをP2で派遣しても、競争試験に合格しなければ、P3に応募できる資格がないという可能性があります。ただ、本人の強い希望や適性等、総合的な判断により、例外を全く認めないわけではありません。

また、JP Oの派遣先というのは、国際機関に日本が加盟しているということが、最低条件です。例えば、ICCについては、ご承知のとおり、2007年10月に我が国は加盟しましたので、この点では派遣が可能だと思います。ただ、具体的に派遣を行うためには、ICCと日本政府の間で、派遣取り決めを結ばなければなりません。将来、JP O候補者の中でICCへの派遣を希望する人が出てくれば、派遣取り決めを結び、派遣対象となると考えられます。

勝間 わたしのほうからは、国連を何で辞めたかということも含めて、お話をしたいと思います。先ほど松原室長がおっしゃったんですけれども、国連に就職するというふうには考えないほうがいいと思います。国連っていう組織は非常に大きな組織で、その中で結局何を自分がやりたいかが重要なのだと考えています。国連という組織に入りたいというのは、何も言っていないのと同じだと思います。わたしのところに相談に来る方にも、「ユニセフに入りたいんですけど、どうすればいいですか」という人が多くいます。そのときには、「ユニセフで何をしたいんですか」と聞き返すことにしています。というのは、就社ではないんですよ。まさにほんとに就職で、「職」つまり特定の専門分野を必要とするポストに就くわけです。ユニセフの中で、例えば子どもの人権を保障するセクションがあれば、そこに応募するわけなので、ですから、そういう意味では、ほんとに就職であって、就社

ではないということです。だから、そこに入って、自分が何をやりたいかっていうことははっきり持つということが重要だと思います。

わたしの場合、子どもの権利を途上国で実現したいってことが、自分のやりたいことなんです。ユニセフっていうのは、一つの手段であって、そこで9年ぐらい仕事をしました。今は、たまたま大学にいますが、やろうとしていることは変わりません。

恐らく、いろいろな他の国の専門家の人たちっていうのは、一つの組織にずっととどまることはあまりないのだと思います。それに対して、日本は終身雇用がこれまで強くあったわけですね。ですから、おなじ組織でずっといる方が多いんですけど、わたしが見てきた国連で仕事をする専門家の人たちは、政府にいたり、国連にいたり、NGOに行ったり、弁護士事務所に行ったり、大学に行ったりと、非常に転々としながらネットワークを作り、自分の専門性を高めていくというキャリア構築のスタイルなんです。わたしも日本で修士号を取ったあと、日本のODAの研究所で仕事をして、米国で博士号を取って、ユニセフのメキシコ事務所、アフガニスタン事務所、東京の事務所と転々と、今は、大学にたまたまいるという状況です。そういったキャリアの積み方っていうのが、恐らく国際的には主流であるんじゃないかなというふうに思っています。

根本 松原さん、勝間さんがおっしゃっていた何をやりたいのか、それにまた尽きるかなと思うんですけども、わたしの場合は、ほんと日本の民間、それも放送局で働いていて、国連組織に入って、難民保護の仕事をしたかと思うと、後には広報、それから所長、そして今はNGOの長と、非常にジョブモビリティが高い形で仕事をしております。実を言いますと、国連にはいつでも戻れるような、そういった取り決めをしまして、また国連に戻るといっても大いにありうる。あるいはNGOから、また民間企業というところに行くかもしれない。自分の中で、今やりたいことは、日本という国でダイバーシティー、多様性、自分の立場とは違った異質なものとかが、そういった人たちを受け入れる、そういった気持ちをもっともっと価値観として広げていきたい。そして、難民問題について関心を高めて、政府だけではなくて、一般の人たちからの支援、協力をもっともっと広めたい、それが至上命題としてもやはりやりたいことなんで、それができる仕事であれば、特に何ということでは、自分を制限していないということです。

UNHCRのプロモーション、昇進の方針を見ても、いろいろなジョブ、いろいろな仕事に、職種にトライしてきた人、あるいはいろいろな組織で仕事をしてきた人、そういった人たちをより高く評価するという方針があります。私の場合、勝間さんからもお話ありましたけれども、ほかの国連組織、WFPという食糧援助をつかさどっている機関でも、出向をして仕事をしていましたので、そういった意味では、ほんとにいろいろな見地を広めるという意味では、一つの分野に狭めないで、いろんなことをトライしていくのがいいんじゃないかなと思います。

それから、LLM.についてですけども、それがオーバークオリフィケーションにな

ってしまうのではないかというご懸念、おっしゃっておいりましたけれども、実際にほかの国の職員を見ますと、LL.M.持った人たちがたくさんいます。LL.M.を持った形でJPOになっているほかの国の出身者、JPOの人たちいますので、それがオーバークオリフィケーションとしてみなされるということは、必ずしも当たらないのではないかなと思いますので、チャレンジしてください。

松原 学位の話で補足いたしますと、国際機関ではより高い学位を有しているほうが圧倒的に有利です。高い学歴を有していることは有利になっても、マイナスにはなりません。

山本 ありがとうございます。若干わたしの言い方がミスリーディングだったのかもしれませんが、わたしが人に相談して言われたのは、「P3に行けるよ」という言い方をされたのであって、それはJPOとかP2ではダメだ、という意味ではない。つまり「上を目指せ」という言い方をされたというのが一つと、それから、その観点でいうと、わたしは、もう1、2年早くLL.M.に留学しておけばよかったかな、というのは、つまりLL.M.が悪いのではなくて、わたしはもう少しだけ早く留学するという選択肢があったし、早めにそういうアドバイスを受けていたら、そうしたかもしれないなという意味なんです。大体わたしの話は、話半分ぐらいに聞いておいてほしいんですけど、そういうことです。

勝間 今日はJPOの説明ということもあるので、やっぱりJPOをお勧めしたいと思います。別の考え方として、国内で十分にキャリアを積んで、それから、JPOではなく、国連の正規職員にチャレンジするということもあると思うんですね。だけど、やっぱりこれは難しいと思います。というのは、わたしもユニセフの中にいて、採用する側に立ったことも何度かあるんですけど、若いときに国連でやった、いい仕事をした、また勤務評定がいいという候補者はできるだけ採用したいというケースが多いです。JPOというのは、国連で十分やっていけたという実績の証明書みたいなものですね。そうすると、中堅で採用するときも、この人は国連の流儀、国連のカルチャー、国連の官僚制度をすべて経験し、ちゃんと仕事をできたという証明書付きであると。国連をすでによく知った上で、もう一度来たいのかということで、いわばトラックレコードがあり、採用されやすいのではないのでしょうか。やっぱりそういう意味で、JPOっていう仕組みがせっかくあるので、ぜひ若いときにこれを一度経験しておけば、仮にそのまま正規職員で残れない、あるいは残らないとしても、いずれ国連に戻っていくチャンスは大いにあるであろうというふうに思います。

松原 最初に申し上げましたように、日本と国際機関の雇用制度は全く違います。日本にあると同じ組織にずっといるのが当たり前という意識があるかと思いますが、国際機関では必ずしもそうではないのです。ある程度の年齢が来ると、親の面倒とか、子供の教育と

かで、どうしても日本に帰りたい、帰らなければならないという事情が出てくかもしれませんが。邦人職員を増やしていくという意味では、日本で受け皿のようなものができ、日本に帰国せざるを得ない状況が解消された後、さらに上のポストを目指せるような状況があればと思いますが、これは政府だけでできるものではありません。

鈴木 大変ありがとうございました。それでは、本日、大変充実したお話を伺えたと思います。最後に、何点か事務連絡に近いことを申し上げさせていただきます。まず1点、地方で聞かれている方、本日、松原室長のほうからお配りいただいた資料がお手元にないかと思しますので、ご希望の方は、国際課までご連絡をいただければお送りするようにいたしますので、ご連絡いただければと思います。また、日弁連では、引き続き国際機関への就職支援や、国際活動に関心を持つ弁護士への支援というのをしたいと思っております。それに関連するような資料も、本日の資料に入れております。

また今日、正式アナウンスにはちょっと至らないんですけども、今後、外務省のほうと協力させていただきまして、弁護士で国際機関に勤務を希望する者のロスター制度というのも、できれば近いところで発足をさせたいということで、今、準備をしておりますので、こういった情報も随時ホームページに上げていきますので、関心のあるかたは、ごらんいただければと思います。

時間を超過してしまいましたが、これで本日のセミナーを終了したいと思います。最後に、本日お時間をいただきまして、お話をいただきました四方に、皆さんから拍手をいただければと思います。それでは、これで終わらせていただきたいと思います。皆様、ご清聴大変ありがとうございました。

(音声データ・録音終了)